平成２６年（フ）第１０７４７号
山梨県甲州市塩山下於曽194―２
破産者　桐原　圭子（旧姓小出）
１　決定年月日　平成27年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０８１５号
茨城県稲敷郡阿見町阿見4776番地１
破産者　株式会社関東荷役運輸
１　決定年月日　平成27年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０８１６号
茨城県稲敷郡阿見町うずら野２丁目24―23
破産者　久江　修次
１　決定年月日　平成27年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０８７２号
神奈川県横浜市都筑区川和町2488番地１
破産者　有限会社キタコン精密
１　決定年月日　平成27年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０８７３号
東京都世田谷区北烏山３丁目13―14―210
破産者　飯塚　　満
１　決定年月日　平成27年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１０１０号
東京都目黒区東山３丁目15番１号
破産者　株式会社ユーブリッジ
１　決定年月日　平成27年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１０４８号
茨城県笠間市福原1305番地１
破産者　株式会社一久庵
１　決定年月日　平成27年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１０４９号
茨城県笠間市福原967
破産者　萩原　　勉
１　決定年月日　平成27年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１０６８号
東京都江東区青海２丁目７番４号805号室
破産者　有限会社ユーロコレクション
１　決定年月日　平成27年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１０６９号
東京都港区芝浦１丁目８－３―1105
破産者　大原　　弘
１　決定年月日　平成27年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１０９１号
東京都足立区舎人３丁目12番21号
破産者　神戸運輸株式会社
１　決定年月日　平成27年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１０９５号
東京都中野区新井２丁目30番11号
破産者　株式会社ファジー
１　決定年月日　平成27年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１０９６号
東京都江東区南砂３丁目２－２―108
破産者　小野　豊久
１　決定年月日　平成27年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６０４号
千葉県我孫子市台田３丁目13―18―101
破産者　田口　誠功
１　決定年月日　平成27年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６０８号
神奈川県座間市相武台１丁目５―54―401
プラーズ相武台Ⅱ
破産者　内田　智江
１　決定年月日　平成27年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１８１６号
神奈川県平塚市高浜台５―14―303
破産者　大山美代子
１　決定年月日　平成27年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９６号
栃木県足利市鹿島町164番地
破産者　有限会社西部企画
１　決定年月日　平成27年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第４８４５号
埼玉県新座市本多１丁目11番24号
破産者　ディ・アクティ株式会社
１　決定年月日　平成27年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９６０号
秋田県由利本荘市岩城亀田亀田町字亀田町88番地１
破産者　株式会社岩城のかあさん
１　決定年月日　平成27年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９６３号
千葉県千葉市中央区登戸５―10―４　コーポ第３みどり台207号、開始決定時の住所秋田県由利本荘市岩城亀田大町字蔵小路24
破産者　中塚　総紀
１　決定年月日　平成27年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９６４号
東京都練馬区向山３丁目７―８
破産者　岩城　祐子
１　決定年月日　平成27年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７３５８号
千葉県市原市ちはら台南５丁目１―１　２―101
破産者　石井　泰雄
１　決定年月日　平成27年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部